

園芸学会九州支部賞授与規程

- 第1条 会則第4条4に基づき、園芸学会九州支部賞を設け、授賞に関する規程を次のように定める。
- 第2条 園芸学会九州支部賞は学術賞、技術賞および進歩賞3種とする。
学術賞は九州の園芸に関する研究の発展に寄与する顕著な業績をあげた支部会員に対して授与する。技術賞は九州の園芸に関する新技術、新品種などの研究開発およびその普及に寄与する優れた業績をあげ、さらに将来の発展が期待できる支部会員に対して授与する。進歩賞は園芸学会九州支部研究集録に発表された研究の中で優れた研究を行った支部会員に対し授与する。いずれの授賞も他の賞の授賞を妨げない。
- 第3条 学術賞および技術賞の対象は印刷発表された論文、調査・研究報告書、普及・指導書または著書とする。
- 第4条 園芸学会九州支部賞の選考は支部賞選考委員が行う。
- 第5条 園芸学会九州支部賞の受賞候補者の推薦は支部評議員が行う。評議員は学術賞と技術賞については受賞候補者名を所属機関、業績題目、業績論文等の目録および推薦理由を記載した推薦状などとともに支部会あてに通知する。進歩賞については受賞候補者名を所属機関、研究発表題目ならびに推薦理由などとともに支部会あてに通知する。
- 第6条 支部賞選考委員会は支部長と委員8名をもって構成する。委員は評議員の専門別および県別を考慮した8名連記無記名投票による互選によって、選出する。得票同数の場合は年長者をとる。欠員が生じた場合は次点の者を順次繰り上げる。園芸学会九州支部長が交代する年度には旧支部長も選考委員として残り、新支部長が選考委員長となる。支部賞選考委員は年度毎に評議委員会で選出する。
- 第7条 支部賞選考委員会は支部長が召集、これを主宰する。
- 第8条 同一年度の授賞は学術賞1件以内、技術賞2件以内、進歩賞3件以内とする。
- 第9条 支部長は選考結果を評議員会に報告し、その承認を得て授賞を決定する。
- 第10条 園芸学会九州支部賞は賞状とする。

附則 この規程は平成16年12月4日より施行する。

この規定は平成17年11月21日より一部改正のうえ施行する。